

静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月24日

静岡県教育委員会教育長 木 苗 直 秀

**静岡県教育委員会規則第6号**

静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則の一部を改正する規則

静岡県総合教育センターの組織及び運営に関する規則（平成26年静岡県教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																																						
(内部組織)	(内部組織)																																						
<p><b>第2条</b> センターに次の表の左欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の右欄に掲げる室及び班を置く。</p>	<p><b>第2条</b> センターに次の表の左欄に掲げる部を置き、それぞれの部に、同表の中欄に掲げる課を置き、それぞれの課に、同表の右欄に掲げる班を置く。</p>																																						
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">課名</th> <th style="text-align: center;">室及び班名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">総務企画課</td> <td style="text-align: center;">総務班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">企画班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生涯学習推進室</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">専門支援課</td> <td style="text-align: center;">研修班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特別支援班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育相談班</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">総合支援課</td> <td style="text-align: center;">小中学校班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高校班</td> </tr> </tbody> </table>	課名	室及び班名	総務企画課	総務班	企画班	生涯学習推進室	専門支援課	研修班	特別支援班	教育相談班	総合支援課	小中学校班	高校班	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">部名</th> <th style="text-align: center;">課名</th> <th style="text-align: center;">班名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2"></td> <td style="text-align: center;">総務課</td> <td style="text-align: center;">総務班 管理班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生涯学習企画課</td> <td style="text-align: center;">企画班 生涯学習推進班</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">専門支援部</td> <td style="text-align: center;">研修課</td> <td style="text-align: center;">研修班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">特別支援課</td> <td style="text-align: center;">特別支援班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">教育相談課</td> <td style="text-align: center;">教育相談班</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="text-align: center;">総合支援部</td> <td rowspan="2" style="text-align: center;">小中学校支援課</td> <td style="text-align: center;">小中第1班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">小中第2班</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">高等学校支援課</td> <td style="text-align: center;">高校第1班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高校第2班</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">高校第3班</td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">教育資料班</td> </tr> </tbody> </table>	部名	課名	班名		総務課	総務班 管理班	生涯学習企画課	企画班 生涯学習推進班	専門支援部	研修課	研修班	特別支援課	特別支援班	教育相談課	教育相談班	総合支援部	小中学校支援課	小中第1班	小中第2班	高等学校支援課	高校第1班	高校第2班	高校第3班		教育資料班
課名	室及び班名																																						
総務企画課	総務班																																						
	企画班																																						
	生涯学習推進室																																						
専門支援課	研修班																																						
	特別支援班																																						
	教育相談班																																						
総合支援課	小中学校班																																						
	高校班																																						
部名	課名	班名																																					
	総務課	総務班 管理班																																					
	生涯学習企画課	企画班 生涯学習推進班																																					
専門支援部	研修課	研修班																																					
	特別支援課	特別支援班																																					
	教育相談課	教育相談班																																					
総合支援部	小中学校支援課	小中第1班																																					
		小中第2班																																					
	高等学校支援課	高校第1班																																					
		高校第2班																																					
		高校第3班																																					
	教育資料班																																						
(分掌事務)	(分掌事務)																																						
<p><b>第3条</b> 前条に規定する課の分掌事務は次のとおりとする。ただし、静岡県教育委員会事務局内部組織規則（平成21年静岡県教育委員会規則第3号）第2条第2号に規定する本庁及び同条第3号に規定する教育事務所の所掌に</p>	<p><b>第3条</b> 前条に規定する課の分掌事務は次のとおりとする。ただし、静岡県教育委員会事務局内部組織規則（平成21年静岡県教育委員会規則第3号）第2条第2号に規定する本庁及び同条第3号に規定する教育事務所の所掌に</p>																																						
	<p>備考 部名の欄が空欄となっている課は、部に属さない課である。</p>																																						

属するものを除く。

総務企画課

- (1) (略)
- (2) 職員の給与及び旅費に関すること。
- (3)～(6) (略)

(7)～(10) (略)

(11) センター内ネットワークシステムの維持管理に関すること。

(12)～(15) (略)

(16) 他課の主管に属さないこと。

専門支援課

(1)～(3) (略)

(4)～(8) (略)

(9)・(10) (略)

総合支援課

(1)～(4) (略)

(5)～(9) (略)

(室及び班の分掌)

**第4条** 室及び班の分掌事務並びに室員及び班員の担当事務は、所長が定める。

**第6条** センターに次長を置く。

2 次長は、上司の命を受けて、センターの事務を整理し、所長を補佐する。

**第7条** センターに参事を置く。

2 (略)

**第9条** センターの室に室長を置く。

属するものを除く。

総務課

(1) (略)

(2)～(5) (略)

(6) センター内ネットワークシステムの維持管理に関すること。

(7) 他課の主管に属さないこと。

生涯学習企画課

(1)～(4) (略)

(5)～(8) (略)

研修課

(1)～(3) (略)

特別支援課

(1)～(5) (略)

教育相談課

(1)・(2) (略)

小中学校支援課

(1)～(4) (略)

高等学校支援課

(1)～(5) (略)

(班の分掌)

**第4条** 班の分掌事務及び班員の担当事務は、所長が定める。

**第6条** センターに副所長を置く。

2 副所長は、上司の命を受けて、センターの事務を整理し、所長を補佐する。

**第6条の2** センターの部に部長を置く。

2 部長は、上司の命を受けて、部の分掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

**第7条** センターに必要に応じて参事を置く。

2 (略)

**第9条** 削除

2 室長は、上司の命を受けて、室の分掌事務を統括する。

**第11条** センターの必要と認める課に主幹を置く。

2 主幹は、上司の命を受けて、分掌事務中特定事項を処理する。

**第12条** センターの必要と認める課に主席総括指導主事、主席主任指導主事及び主席指導主事を置く。

2 主席総括指導主事、主席主任指導主事及び主席指導主事は、上司の命を受けて、分掌事務中特定事項を処理する。

**第13条** センターの必要と認める課に総務主査、管理主査及び主査を置く。

2 総務主査、管理主査及び主査は、上司の命を受けて、所掌事務中特定事項を処理する。

**第14条** センターの必要と認める課に総括指導主事、主任指導主事及び指導主事を置く。

2 総括指導主事、主任指導主事及び指導主事は、上司の命を受けて、教育に関する専門的事項の研究、研修及び指導に関する事務に従事する。

(職及び職務)

**第15条** 所長、次長、参事、課長、室長、班長、主幹、総務主査、管理主査及び主査は、事務職員の中から命ずる。

2 主席総括指導主事は総括指導主事を、主席主任指導主事は主任指導主事を、主席指導主事は指導主事をもって充てる。

3 第1項の規定にかかわらず、研究、研修及び指導に関する課長、室長及び班長は、総括指導主事、主任指導主事又は指導主事をもって充てることができる。

**第16条** 第5条から第14条までに規定するもののほか、センターに置くことができる職員の職及び職務は次のとおりとする。

**第11条** センターの必要と認める課に主幹及び教育主幹を置く。

2 主幹及び教育主幹は、上司の命を受けて、分掌事務中特定事項を処理する。

**第12条** センターの必要と認める課の班に班長代理を置く。

2 班長代理は、班長を置かない班において、班の所掌事務を統括し、班員の分担事務及び班員を監督する。

**第13条** センターの必要と認める課に主査及び教育主査を置く。

2 主査及び教育主査は、上司の命を受けて、所掌事務中特定事項を処理する。

**第14条** センターの必要と認める課に主任及び教育主任を置く。

2 主任及び教育主任は、上司の命を受けて、分担事務を処理する。

(職及び職務)

**第15条** 所長、副所長、部長、参事、課長、班長、主幹、班長代理、主査及び主任は、事務職員の中から命ずる。

2 教育主幹、教育主査及び教育主任は、指導主事の中から命ずる。

3 第1項の規定にかかわらず、班長及び班長代理は、指導主事の中から命ずることができる。

**第16条** 第5条から第14条までに規定するもののほか、センターに主事及び教育主事を置くことができる。

(1) 主任 上司の命を受けて、分担事務を処理する。

(2) 主事 上司の命を受けて、事務に従事する。

(3) 実習助手 上司の命を受けて、実習に従事する。

**第17条** 主任及び主事は、事務職員の中から命ずる。

2 主事及び教育主事は、上司の命を受けて、分担事務を処理する。

**第17条** 主事は、事務職員の中から命ずる。

2 教育主事は、指導主事の中から命ずる。

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

#### 附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。